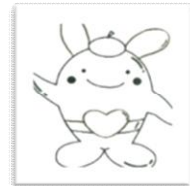


令和8年度 国民健康保険税のお知らせ



国民健康保険税の決め方

国民健康保険税（国保税）は、毎年4月1日現在国保に加入している人に課税されます。

ただし、年度の途中で**社保加入・離脱、転入、転出、出産、死亡**など世帯員に異動があった場合は、国保税額に増減が生じるため計算しなおしてお知らせします。異動があった場合は、14日以内に**市民課**まで届け出てください。

国民健康保険税の納税義務者

国保税は、世帯主が納税義務者と定められています。そのため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知書は世帯主宛てに送付されます。

国民健康保険税の計算方法

令和8年4月～令和9年3月の年税額は、下表の①+②+③の合計額です。

「資産割」廃止

「子ども・子育て支援分」新たに追加

加入者全員の所得額 で計算	① 所得割 R7.1月～12月の 控除後の所得額（所得 から一律△43万円）	② 平等割 （世帯割）	③ 均等割 （加入人数割）	合計
医療分 （0～74歳）	6.23%	18,100円	★ 27,600円×人数	上限 67万円
後期高齢者支援金分 （0～74歳）	2.48%	7,200円	★ 11,000円×人数	上限 26万円
介護分（※） （40～64歳）	1.84%	4,900円	10,000円×人数	上限 17万円
子ども・子育て支援分 （0～74歳）	0.13%	300円	600円×人数 ☆ 高校生世代までは全額免除	上限 3万円
計	①上記の計	②上記の計	③上記の計	R8.4～R9.3の年税額 ①+②+③

※介護分：年度中に40歳になる人の分は、誕生月から課税されます。また、年度中に65歳になる人の分は、誕生日の属する月の前月分（1日生まれの人は前々月分）までが年税額に反映されます。

★印 未就学児については、「医療分」「後期高齢者支援金分」の均等割が半額です。

☆印 高校生世代までは、「子ども・子育て支援分」の均等割が全額免除です。

保険税の納め方

●特別徴収（年金天引き）

次の要件を全て満たす世帯は、原則として特別徴収（年金天引き）となります。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- ③ 世帯主の公的年金（老齢基礎年金等）受給額が年間18万円以上
- ④ 世帯主の介護保険料が特別徴収であること
- ⑤ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、公的年金（老齢基礎年金等）受給額の2分の1を超えない

・上記の要件に該当しない場合は、従来どおり普通徴収（納付書または口座振替）での納付となります。
・年度の途中で国保税額が増額になった場合や、後期高齢者医療保険（75歳に到達する年度）等については、特別徴収から普通徴収に切り替わります。

特別徴収（年金天引き）の対象者でも、口座振替による納付に変更できます。

- ・税務課で申請することで納付方法を口座振替に変更できます。（ただし、国保税を滞納している世帯は除く）
- ・10月から変更される場合は、令和8年7月31日までに申請をお願いします。

期限を過ぎると年金天引き中止の手続きに間に合わないため、12月分以降からの口座振替となります。

●普通徴収（納付書・口座振替）

単年度分（4月から翌年3月まで）の国保税を、7月から翌年2月までの毎月末、計8回に分けて納めていただきます。

期別	第1期 （7月）	第2期 （8月）	第3期 （9月）	第4期 （10月）	第5期 （11月）	第6期 （12月）	第7期 （1月）	第8期 （2月）
納期限	R8. 7. 31	R8. 8. 31	R8. 9. 30	R8. 11. 2	R8. 11. 30	R8. 12. 28	R9. 2. 1	R9. 3. 1

●低所得者の軽減 “申請は不要”

世帯の前年中の所得が一定基準額以下の場合、「均等割」と「平等割」が軽減されます。

※収入申告をしていないと軽減の判定ができません。収入がない場合でも必ず申告をしてください。

※65歳以上で年金所得がある場合、前年の所得から15万円を差し引いた金額が基準となります。

- ・未就学児の「均等割額（医療分+ 後期支援分+ 子ども・子育て支援分）」は、所得金額による軽減後の額の2分の1となります。
- ・高校生世代までの「均等割額（子ども・子育て支援分）」は、所得金額による軽減後の額の全額が免除となります。

【令和8年度の軽減基準】

軽減割合	前年の所得金額が次の金額以下の世帯
7割	43万円 + 10万円×（給与所得者等※の数－1）
5割	43万円 + （31万円×加入者数） + 10万円×（給与所得者等※の数－1）
2割	43万円 + （57万円×加入者数） + 10万円×（給与所得者等※の数－1）

※給与所得者等：給与等の所得または公的年金の所得がある人

●非自発的の失業者の軽減 “申請が必要です！”

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）により、国民健康保険の被保険者の国保税について、失業（離職）から一定の期間、前年の給与所得を30/100とみなして算定されます。

- ・対象者 次の①～③の全てに該当する人

- ① 離職時65歳未満
- ② 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下記の表のいずれかに該当する

対象となる理由コード	特定受給資格者	特定理由離職者
	11、12、21、22、31、32	23、33、34

- ・軽減期間 離職日の翌日から翌年度末までの期間です。
- ・軽減申請 「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」「離職票-2（離職理由の記載のある書類）」を持って税務課までお越しください。

●後期高齢者医療制度への移行による軽減 “申請は不要”

後期高齢者医療制度に移行することで、国保加入世帯の負担が大きく変わることのないように、緩和措置があります。

（1）75歳となる人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、同じ世帯の75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合

- ・低所得世帯に対する軽減
後期高齢者医療制度への移行により、世帯の国保加入者が減少した場合、移行前後の軽減割合判定に影響が生じないよう、移行した人の所得・人数も含めて軽減判定が行われます。
ただし、世帯主の変更や国保加入者の所得の更正が発生したときは、その時点で軽減の再判定が行われます。
- ・平等割額に対する軽減

後期高齢者医療制度への移行により、国保加入者が1人になる世帯については、移行後5年間は平等割額（介護分を除く）が半額となり、その後3年間は平等割額（介護分を除く）の4分の1が減額されます。

（2）会社などの被用者保険の被保険者（本人）が後期高齢者医療制度に移行することにより、被用者保険の被扶養者から外れ国保の被保険者となった65歳以上75歳未満の人（旧被扶養者）について

- ・旧被扶養者に係る所得割額が全額免除されます。
- ・旧被扶養者に係る均等割額が、資格取得から2年間に限り半額となります。（7割・5割軽減世帯は除きます。）
- ・旧被扶養者のみの世帯は、平等割額が2年間に限り半額となります。（7割・5割軽減世帯は除きます。）

●出産する被保険者の軽減（令和5年11月以降の出産が対象） “申請が必要です！”

出産する被保険者の産前産後期間（※）相当分の所得割額と均等割額が免除されます。

※産前産後期間 出産予定日（または出産月）の前月から4か月間（双子以上の場合は3か月前から6か月間）が免除の対象です。

- ・軽減申請「母子健康手帳」など出産予定日（または出産日）の分かるものを持って、市民課までお越しください。

国保税は、みなさんの医療費にあてられる国民健康保険の重要な財源です。納期限内に納めてください。
～納めるのがむずかしいときには～

分割納付などが認められる場合があります。納付に困ったときは、税務課へご相談ください。

問合せ先

小浜市役所 1階

《国保税の税額・納付等に関すること》
税務課（電話0770-64-6004）

《加入・脱退等に関すること》
市民課（電話0770-64-6018）